

6. クリーニング業の振興指針改正案

第37回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

令和2年12月1日

資料7

クリーニング業の振興指針 新旧対照表 (追加案 201201)

新	旧
<p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 クリーニング業を取り巻く状況</p> <p>一 クリーニング業の事業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>仕入価格・販売価格の動向としては、仕入価格が「上昇した」営業者が72.3%となっている一方で、仕入価格上昇分を販売価格へ「転嫁できていない」営業者が69.1%と約7割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年7～9月期）』による）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認され、世界的大流行となった新型コロナウイルス(COVID-19)（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響に伴う感染拡大防措置は社会経済に大きな影響を与え、我が国のクリーニング業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、クリーニング業の営業者で、売上が減少したと回答した方が90.3%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が29.0%、「20%</u></p>	<p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 クリーニング業を取り巻く状況</p> <p>一 クリーニング業の事業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>仕入価格・販売価格の動向としては、仕入価格が「上昇した」営業者が72.3%となっている一方で、仕入価格上昇分を販売価格へ「転嫁できていない」営業者が69.1%と約7割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年7～9月期）』による）。</p> <p><u>(追加)</u></p>

以上 50%未満」が 57.3%、「50%以上 80%未満」が 12.5%、「80%以上」が 1.3%となっている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4～6 月期）特別調査」による。）。

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「廃業」30.5%、「接客サービスの充実」28.3%、「価格の見直し」21.1%、「広告・宣伝等の強化」12.5%となっており、全体の3割が廃業を見据えている（厚生労働省『平成 27 年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

また、クリーニング業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組みとしては、「広報活動の強化」が 31.3%、次いで「新たな販売方法の開拓」が 25.5%、「新商品、新メニューの開発」が 13.1%となっている一方、「特にない」が 51.7%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4～6 月期）特別調査」による。）。

第二 （略）

第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「廃業」30.5%、「接客サービスの充実」28.3%、「価格の見直し」21.1%、「広告・宣伝等の強化」12.5%となっており、全体の3割が廃業を見据えている（厚生労働省『平成 27 年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

（追加）

第二 （略）

第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（追加）

応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

(略)

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。

(略)

2・3 (略)

三 (略)

第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

(略)

一 営業者の取組

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

(略)

(追加)

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。

(略)

2・3 (略)

三 (略)

第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

(略)

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、クリーニング所における衛生管理要領を遵守し、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持、引火性溶剤の適切な取扱い及び従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー(石油系溶剤残留測定機)による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

(2) (略)

2 (略)

二 (略)

第五 (略)

(1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、クリーニング所における衛生管理要領を遵守し、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持、引火性溶剤の適切な取扱い及び従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー(石油系溶剤残留測定機)による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

(追加)

(2) (略)

2 (略)

二 (略)

第五 (略)